

建築確認検査手数料

確認申請手数料

単位 (円)

	申請床面積	法 6 条	確認申請	計画変更
建 築 物	A ≤ 100 m ²	型式認定等	18,000 (16,000)	9,000
		4号建築物	20,000 (18,000)	10,000
		その他	32,000 (30,000)	16,000
	100 m ² < A ≤ 200 m ²	型式認定等	27,000 (25,000)	13,000
		4号建築物	29,000 (27,000)	14,000
		その他	42,000 (40,000)	21,000
	200 m ² < A ≤ 500 m ²	型式認定等	36,000 (34,000)	18,000
		4号建築物	38,000 (36,000)	19,000
		その他	52,000 (50,000)	26,000
	500 m ² < A ≤ 1,000 m ²	型式認定等	55,000 (53,000)	27,000
		4号建築物	57,000 (55,000)	28,000
		その他	72,000 (70,000)	36,000
	1,000 m ² < A ≤ 2,000 m ²	—	95,000 (93,000)	47,000
	2,000 m ² < A ≤ 4,000 m ²	—	165,000 (163,000)	82,000
	4,000 m ² < A ≤ 6,000 m ²	—	195,000 (193,000)	97,000
	6,000 m ² < A ≤ 8,000 m ²	—	225,000 (223,000)	112,000
8,000 m ² < A ≤ 10,000 m ²	—	255,000 (253,000)	127,000	
10,000 m ² < A ≤ 20,000 m ²	—	315,000 (313,000)	157,000	
20,000 m ² < A ≤ 50,000 m ²	—	365,000 (363,000)	182,000	
50,000 m ² < A	—	705,000 (703,000)	352,000	
工 作 物	—	15,000	7,000	
昇 降 機	—	20,000	10,000	
小荷物専用昇降機	—	15,000	7,000	

- ※ 確認申請の () 内は、確認申請書と共に確認申請エクセルデータを提出された場合の手数料とします。
- ※ 天空率の審査を要する場合、別途 10,000 円加算します。(データ提出の場合、5,000 円)
- ※ ルート 2 の基準審査を要する場合、棟ごとに別途 30,000 円加算します。
- ※ 構造計算適合性判定を要する場合、ルート 3 の構造審査及び適判図書との整合性確認として棟ごとに別途 30,000 円加算します。
- ※ 避難安全検証法等の審査を要する場合、別途 30,000 円加算します。
- ※ 同一棟増築の手数料は、増築部分の床面積に既存部分の床面積の 1/2 を加算した床面積を申請床面積とします。
(既存部分の床面積の上限は 500 m² とし、1/2 の 250 m² を加算します。)
- ※ 床面積が 50 m² 以上増加する計画変更は、計画変更手数料に 50% を加算します。
- ※ 特定行政庁で確認を受けた物件の計画変更は、上記の計画変更手数料とします。
- ※ 他の指定確認検査機関で確認を受けた物件の計画変更は、確認申請手数料とします。
- ※ 用途変更、移転、大規模の修繕及び大規模の模様替は、当該部分の床面積を申請床面積とします。
- ※ 昇降機が設置される 4 号建築物の場合、昇降機ごとに別途 5,000 円加算します。
- ※ 昇降機が設置される建築物で併願申請の場合、昇降機ごとに別途 15,000 円加算します。(4 号建築物を除く)
- ※ 当社で確認していない建築物に昇降機、小荷物専用昇降機を設置する場合は、昇降機ごとに別途 5,000 円加算します。
- ※ 当社が効率的な確認業務を実施できると判断したときは、別途ご相談に応じます。

中間検査・完了検査手数料

単位 (円)

	申請床面積	法6条	中間検査	完了検査 (中間検査無)	完了検査 (中間検査有)
建築物	$A \leq 100 \text{ m}^2$	型式認定等	17,000	18,000	18,000
		4号建築物	19,000	20,000	19,000
		その他	27,000	28,000	27,000
	$100 \text{ m}^2 < A \leq 200 \text{ m}^2$	型式認定等	21,000	22,000	22,000
		4号建築物	23,000	24,000	23,000
		その他	27,000	28,000	27,000
	$200 \text{ m}^2 < A \leq 500 \text{ m}^2$	型式認定等	29,000	30,000	30,000
		4号建築物	31,000	32,000	31,000
		その他	33,000	34,000	33,000
	$500 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	型式認定等	43,000	47,000	47,000
		4号建築物	45,000	49,000	47,000
		その他	47,000	51,000	49,000
	$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	—	73,000	77,000	73,000
	$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 4,000 \text{ m}^2$	—	125,000	125,000	122,000
	$4,000 \text{ m}^2 < A \leq 6,000 \text{ m}^2$	—	165,000	165,000	162,000
	$6,000 \text{ m}^2 < A \leq 8,000 \text{ m}^2$	—	175,000	175,000	172,000
$8,000 \text{ m}^2 < A \leq 10,000 \text{ m}^2$	—	185,000	185,000	182,000	
$10,000 \text{ m}^2 < A \leq 20,000 \text{ m}^2$	—	205,000	205,000	202,000	
$20,000 \text{ m}^2 < A \leq 50,000 \text{ m}^2$	—	255,000	255,000	252,000	
$50,000 \text{ m}^2 < A$	—	505,000	505,000	502,000	
工 作 物	—	—	20,000	—	
昇 降 機	—	—	25,000	—	
小荷物専用昇降機	—	—	20,000	—	

- ※ 完了検査において追加説明書の審査が必要な場合の手数料は、計画変更手数料とします。
- ※ 検査又は追加説明書の審査の結果、再検査を行う場合の手数料は、検査手数料の1/2とします。
- ※ 特定行政庁で確認を受けた物件の検査は、上記の検査手数料とします。
- ※ 他の指定確認検査機関で確認を受けた物件の検査は、検査手数料に50%を加算します。
- ※ 他の指定確認検査機関で省エネ適合性判定を受けた物件の完了検査は、検査手数料に当社の省エネ適合性判定料金を加算します。
- ※ 中間検査対象建築物で、当社で建設性能評価を受けた建築物の完了検査は、中間検査有の手数料とします。
- ※ 家島諸島の検査については、交通経費として別途10,000円加算します。
- ※ 昇降機が設置される4号建築物の場合、昇降機ごとに別途5,000円加算します。
- ※ 昇降機が設置される建築物で併願申請の場合、昇降機ごとに別途20,000円加算します。(4号建築物を除く)
- ※ 仮使用認定申請手数料は、100,000円とします。ただし、他の指定確認検査機関で確認を受けた物件は、確認申請の申請床面積による確認申請手数料を加算します。
- ※ 当社が効率的な検査業務を実施できると判断したときは、別途ご相談に応じます。